

は、決して特定の省の所轄事項に限定されるものではありません。ことに、同法第3条の定める「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る」ことや、同法第4条の規定する「政府所轄の研究所、試験所及び委託研究費に関する予算編成の方針」に関して政府が諮問すること、同第5条の規定する「科学に関する研究成果の活用に関する方策」について政府に勧告することなどは、明かにすべての省の所轄事項に互るものであります。さればこそ、日本学術会議と政府との連絡の衝に当ることを目的とする科学技術行政協議会は、総理大臣をもつて会長とするのであります。これを特定の省（例えば文部省）の所轄とすることは、日本学術会議の任務が基礎科学の分野に限るものでなく、広く応用の面に及ぶものであることを忘れた所轄といわざるを得ません。

- (2) 日本学術会議は、日本学術会議法第3条第1項に定めるように独立してその任務を行うものでありますから、総理府の所轄としておいても、総理府の責務を重くするものではありません。従つて、これを総理府の所轄から排斥することは、総理府の事務の整備という面からみても、少しも加えるところがありません。

日本学術会議は、去る10月の定期総会において、日本学術会議の性格及び所轄の問題について討議いたしました。その際には、日本学術会議を国家機関とし、総理大臣の所轄とする現行制度をもつて最良のものと認め、かつ、政府において、その機構の充実強化を図るべきものであるとの趣旨が、全会員の一致によつて決議されました。右に述べましたことは、その際に会員から主張された意見の要旨であります。政府においては、このことも特別の考慮を払われるよう希望いたします。

2-58

庶発第614号 昭和28年12月26日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

行政整理に関し試験研究機関について（申入）

本会議は、政府がこのたびの行政整理に当り、かねての本会議の要望にそい、試験研究機関について配慮を払われておられることは科学技術の推進のため幸いと存ずる次第であります。

しかし、科学技術を振興し、自立経済、貿易振興を強力に推進すべきことは、今日ますますその緊急度を増しており、試験研究機関は一層整備強化してそれぞれの使命を完うさせることに努むべきでありますから、試験研究機関の行政整理については、更に格別の配慮を払われるようお願いします。

3-1

庶発第25号 昭和29年1月21日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

日本学術会議について（申入）

日本学術会議は、第3期会員による最初の総会において、全会一致をもつて、次のことをここに申し入れる。
日本学術会議法の成立の経過及びその精神にかんがみ、政府が日本学術会議法の改正を行わんとするときには、本会議に諮問せられたい。